

平成 27 年 10 月 1 日

第 7 回 アイヌ政策推進会議  
政策推進作業部会報告

～目次～

I. はじめに	・ ・ ・ ・ 2
II. 「民族共生の象徴となる空間」の具体化について	・ ・ ・ ・ 4
1. 「民族共生の象徴となる空間」の中核区域について	・ ・ ・ ・ 4
1-1. 国立のアイヌ文化博物館、国立の民族共生公園、体験交流等活動について	・ ・ ・ ・ 4
1-2. 目標とする来場者数の考え方について	・ ・ ・ ・ 4
1-3. 各地域との連携方策の必要性について	・ ・ ・ ・ 5
2. 象徴空間の一体的運営に係る基本的な考え方について	・ ・ ・ ・ 6
3. アイヌ遺骨等の集約・保管・返還の在り方について	・ ・ ・ ・ 8
III. 北海道外アイヌの生活実態調査を踏まえた全国的見地からの施策の展開について	・ ・ ・ ・ 12
1. 高等教育機関への進学支援について	・ ・ ・ ・ 12
2. 生活相談に対応するための措置について	・ ・ ・ ・ 12
3. アイヌの就労を支援する職業訓練について	・ ・ ・ ・ 13
4. 首都圏におけるアイヌの人々の交流の場の確保について	・ ・ ・ ・ 13
IV. 国民理解を促進するための活動について	・ ・ ・ ・ 14
1. 「イランカラナテ」キャンペーンについて	・ ・ ・ ・ 14
2. 「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査」の実施について	・ ・ ・ ・ 15

## I. はじめに

政策推進作業部会は、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月）で提言された政策のフォローアップ並びに「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告及び「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会報告（共に平成23年6月）の趣旨を実現するための検討を役割としており、その役割を果たすため、主に、

- ・「民族共生の象徴となる空間」の具体化
- ・北海道外アイヌの生活実態調査を踏まえた全国的見地からの施策の展開
- ・国民理解を促進するための活動

の3点について検討を行っている。本資料は、第7回アイヌ政策推進会議の開催に当たり、前回の同会議（平成26年6月2日）以降に開催した5回の政策推進作業部会における検討状況を政策推進作業部会報告としてまとめるものである。

「民族共生の象徴となる空間」（以下「象徴空間」という。）の中核区域に設置される予定の、国立のアイヌ文化博物館（仮称。以下同じ。）については、博物館の理念・目的・業務内容等を定める基本計画が策定され、また、国立の民族共生公園（仮称。以下同じ。）については、基本理念・基本方針・空間構成の方針等を定めた基本構想が策定された。さらに、中核区域における体験交流等活動の検討も進められ、子供から大人まで、国内外を問わず多くの人々がアイヌの世界観、自然観を学ぶことができるよう、象徴空間で行われるプログラムに盛り込むべきアイヌ文化の取組の方向性が取りまとめられた。国立のアイヌ文化博物館の展示及び活動内容や体験交流等活動の検討に当たっては、関係省庁等が主体となって、北海道内外各地域のアイヌの人々の意見も聴きながら進められてきたところである。また、当作業部会においては、象徴空間の具体化を図るため、象徴空間の目標来場者数の考え方や各地域との連携方策の必要性などについても検討を行った。

象徴空間の一体的な管理運営については、「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針について」（平成26年6月13日閣議決定。以下「象徴空間基本方針」という。）に定められた措置を具体化するに当たっての「象徴空間の一体的運営に係る基本的な考え方」をとりまとめた。

アイヌの人々の遺骨及びその副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）については、平成25年のアイヌ政策推進会議において了承された「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成25年6月政策推進作業部会報告。以下「基本的な考え方」という。）及び象徴空間基本方針を前提としつつ、更に議論を深めるため、アイヌの人々や大学、関係学協会の意向の把握に努めてきたところである。これら関係者の意向も踏まえ、基本的な考え方の中で挙げられた「今後の検討課

題」を整理するとともに更に必要な論点を補完するものとして、「アイヌ遺骨等の集約・保管・返還の在り方」をとりまとめた。

北海道外アイヌの生活実態調査を踏まえた全国の見地からの施策の展開については、

- ・ 高等教育機関への進学支援等
- ・ 生活等の相談に対応する等の措置
- ・ 安定した就労への支援
- ・ 北海道外におけるアイヌ文化伝承等への支援

等を中心に意見交換、論点の整理等を行った。

国民理解を促進するための活動については、平成 25 年度から民学官が連携して展開している「イランカラプテ」キャンペーンの実施状況と今後の展開について意見交換を行うとともに、平成 27 年度に内閣官房が実施を予定している「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査」の調査事項についても意見交換を行った。

当作業部会においては、現在の状況を踏まえ、今後も引き続き当作業部会の役割を果たすための更なる検討を進めて参る所存である。なお、当作業部会の検討事項に関連し、北海道においては、本年 7 月に「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第 3 次）」が策定されており、北海道外アイヌの生活実態調査を踏まえた全国の見地からの施策の展開については、そうした動向も踏まえた検討を行っていくことが必要であると考えます。

政府においても、以下に示す当作業部会の考え方や指摘事項を踏まえた具体的な対応策等の検討を進めるべきである。

## II. 「民族共生の象徴となる空間」の具体化について

### 1. 「民族共生の象徴となる空間」の中核区域について

#### 1-1. 国立のアイヌ文化博物館、国立の民族共生公園、体験交流等活動について

象徴空間の中核区域については、平成 32 年に一般公開することを目指した工程表に則り、今後は、国立のアイヌ文化博物館については施設設計等を進めるとともに、国立の民族共生公園については基本構想の具体化を図るための基本計画の検討を進めていくこととなる。また、体験交流等活動については実現可能なプログラムの在り方について検討し、その結果をもって、プログラム策定に向けた検討を進めていくこととなる。

これらの検討に当たっては、平成 32 年の象徴空間の一般公開に向けて遅滞なく取組を進めることが重要であるとともに、象徴空間が整備される地元北海道白老町や北海道内外各地域のアイヌの人々などの意見も引き続き聴きながら検討を進めることが必要である。

また、中核区域の土地利用計画（ゾーニング）については、第 4 回アイヌ政策推進会議の政策推進作業部会報告（平成 24 年 6 月）において、ポロト湖南岸西側から博物館ゾーン、中央広場ゾーン、体験・交流ゾーンの 3 つのゾーンを設置することを提唱し、これを受けて、平成 24 年 7 月に政府が策定した象徴空間基本構想においても、同様の内容が盛り込まれたところである。

しかしながら、象徴空間の具体化に向けた検討の進展に伴い、当初は想定していなかった事情により、中核区域の土地利用計画を変更することも場合によっては許容しうると考えられる。

政府においては、関係者等からの様々な意見を聴取しつつ、防災や景観、来場者の動線の観点等にも配慮して、中核区域の土地利用計画の変更が妥当であれば、象徴空間基本構想の改定を行うべきである。

#### 1-2. 目標とする来場者数の考え方について

象徴空間の運営主体の事業規模や中核区域における施設・設備等に係る検討の具体化に当たっては、象徴空間の一般公開に向けて目標とする来場者数を設定する必要がある。このため、北海道白老町のアイヌ民族博物館における年間来場者数や「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」（H26.6 観光立国推進閣僚会議決定）において掲げられている 2020 年に向けての訪日外国人旅行

者数の目標、その他観光や人口推計に関する各種調査を参考に、目標とする来場者数の考え方について検討を行った。その結果は以下のとおりである。

＜象徴空間の一般公開に向けて目標とする来場者数の考え方＞

(参考)アイヌ民族博物館  
平成25年度来場者数

目標とする来場者数		おおよそ 50 万人	約 18 万 5 千人
内訳	訪日外国人旅行者	20 万人	約 5 万 7 千人
	国内旅行者	25 万人 (道内 18 万人、道外 7 万人)	約 7 万 3 千人
	修学旅行生	7 万人	約 5 万 5 千人

※ただし、今後詳細な推計を行い、目標数値を精査する。

来場者数の目標を設定する意義は、単に運営主体の事業規模等の検討に資するからだけではない。象徴空間を活用して実施される様々な取組の効果を広く波及させていくためには、地元自治体等関係者が象徴空間外で行う取組とも連携しながら、象徴空間への来場者数を確保していくことが不可欠である。関係者間において目標来場者数を共有し、象徴空間への来場者数の確保に向けた取組の幅を広げていくためにも、今回提案する考え方を基に関係者間において検討を深めることを求める。

1-3. 各地域との連携方策の必要性について

I. で述べたとおり、国立のアイヌ文化博物館の展示及び活動内容や体験交流等活動の検討に当たっては、関係省庁等が主体となって、道内外各地域のアイヌの人々の意見も聴きながら進められてきたところであるが、平取や阿寒を始めとするアイヌ文化の伝承活動等が盛んな地域においては、地域ごとのアイヌ文化の多様性を重視すべきであるとの意見や地域に根差したアイヌの人々の取組との連携を図るべきであるとの意見が多く見られた。

象徴空間は北海道白老町に整備されるが、単に白老町のアイヌ文化を紹介すれば足りるというものではなく、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、アイヌ文化博物館の展示・広報や体験交流等活動の中にアイヌ文化の多様性を取り入れることはもちろんのこと、象徴空間と白老町以外のアイヌ文化の伝承活動等が盛んな地域との連携を図っていくことも求め



を所管する国土交通大臣など象徴空間の管理運営を担当する大臣が定めるものとすべきである。

④ 中期事業計画において、以下のような事項が具体的に定められる必要がある。

- ・ 象徴空間における業務執行の中期的な方針
- ・ 運営主体に関する中期的な目標及び事業内容
- ・ 関連区域及び広域関連区域に関する中期的な目標及び事業内容
- ・ 運営協議会に関する中期的な活動方針 など

⑤ 基本計画及び中期事業計画の策定に当たり、アイヌの人々の主体的参画を確保するための具体的な措置を検討する必要がある。

## (2) 運営主体

① 象徴空間の主要施設のうち、国立のアイヌ文化博物館は文部科学省（文化庁）が整備し、及び管理する。国立の民族共生公園及びアイヌ遺骨等の保管施設は国土交通省が整備し、及び管理する。このため、これらの施設を一体的に管理運営し、併せてアイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等を一体的に実施するため、これらの業務を一つの主体に一括して担う体制が必要である。この運営主体が担うべき業務としては、以下のようものが含まれる必要がある。

- ・ 国立のアイヌ文化博物館について、文部科学省からの委託による管理運営
- ・ 国立の民族共生公園について、国土交通省からの委託による管理運営
- ・ 象徴空間におけるアイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施
- ・ 象徴空間に集約されたアイヌ遺骨等を保管する施設について、国土交通省の監督の下での管理業務
- ・ 象徴空間を拠点とするアイヌ文化復興に関する情報発信
- ・ 運営協議会の庶務
- ・ 上記に掲げる業務に附帯する業務

## ② 運営主体に求められる条件

上記に示した業務を確実に実施するため、運営主体として位置づけられる団体は、次のような条件を備える必要がある。

- ・ 象徴空間の総合的かつ一体的な運営を確実に実施するための組織体制、財務基盤、活動実績、ノウハウを有すること。
- ・ 一部の者や地域に偏らず、公平・公正な運営を図ることができること。
- ・ アイヌの伝統や文化に通じ、一部の者や地域に偏らず、アイヌの人々の主体的参画を図ることができる組織体制、活動実績、ノウハウを有すること。
- ・ 国からの業務を受託するにふさわしい公益性、組織体制、財務基盤、活動実績等を有すること。

### (3) 運営協議会

運営協議会は、現地の事業実施段階における関係者の連絡調整を行うとともに、多様なアイヌの人々の参画を得る役割を担う。協議会の代表には、アイヌの人々を代表する者が含まれていることが望ましい。

## 3. アイヌ遺骨等の集約・保管・返還の在り方について

アイヌ遺骨等の適切な管理を実施するとともに、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るため、できるだけ早く返還の目途が立たないアイヌ遺骨等を集約することが重要であり、政府においては、以下に示す「アイヌ遺骨等の集約・保管・返還の在り方」及び今後の当作業部会における議論を踏まえ、アイヌ遺骨等の集約・保管・返還の具体的な手続等に関する検討を滞りなく進めるべきである。

一方で、アイヌ遺骨等の取扱いに関しては、事柄の性質上、アイヌの人々をはじめ関係者の中に様々な意見があるため、これらを丁寧に汲み取りつつ、関係者間で意思の疎通を図ることも重要であり、十分な時間をかけて慎重な議論を進めていくことも必要であると考えます。

### <アイヌ遺骨等の集約・保管・返還の在り方>

#### (1) 集約の在り方

- ① 集約の範囲は、現在大学が保管するアイヌ遺骨等を基本とし、特に副葬品の範囲については、平成25年6月にアイヌ政策推進会議が了承した基本的な考え方に従うものとする。

今後発掘されるアイヌ遺骨等については、遺失物法、文化財保護法等の関係法令を遵守することを基本とし、これらを集約の対象とする必要性に



については、アイヌ遺骨等の集約の背景及び意義（平成 26 年 6 月政策推進作業部会報告「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理手法について」参考 5）に照らし合わせて判断することとする。

なお、博物館におけるアイヌ遺骨等の保管状況の調査については、その有無について現在文部科学省で調査中である。博物館が保管していた場合には、調査結果を踏まえて、その取扱いについて議論することとする。

- ② 象徴空間基本方針において、アイヌ遺骨等の集約は、「関係者の理解及び協力の下で」行うこととされていることを踏まえ、大学が任意でアイヌ遺骨等を提出するよう協力を求めることとする。なお、大学が提出して象徴空間で保管することとなった後においても、返還の対象となり得ることや研究へ寄与する可能性があることに留意して、集約後における大学のアイヌ遺骨等への関わり方を整理する必要がある。

このため、関係する諸論点を整理するとともに、実際の集約に当たっては、大学が参考とすべき集約のためのガイドライン及び当事者の関係性等を定めた契約の標準約款案を作成することが必要である。

## (2) 保管の在り方

- ① 集約されるアイヌ遺骨は、今後の議論の方向性に応じて、返還の対象となり得ることや研究へ寄与する可能性があることに留意し、短期間で著しく現状を損なうことがないように、最適な温湿度等が保たれた状態で保管することが必要である。
- ② 集約される副葬品については、平成 25 年 6 月にアイヌ政策推進会議が了承した基本的な考え方を踏まえ、遺骨と同環境における保管でもって差し支えない副葬品については、原則として、遺骨と同室において保管する。但し、遺骨と同環境において保管することにより短期間で著しく現状を損なう可能性のある副葬品や形状等から遺骨と同室での保管が困難であるものなどについては、別室において保管することも含めて、取扱いを検討する。
- ③ アイヌ遺骨等の取扱いに際して、アイヌの尊厳に配慮することは極めて重要であり、また、アイヌ遺骨等の状態を維持するためには、温湿度等の安定的な管理などが必要であることから、アイヌ遺骨等を保管する施設内への立ち入りは、原則として、アイヌ遺骨等の管理のために必要最低限なものに限るものとする。

- ④ 象徴空間に整備するアイヌ遺骨等の保管のための施設については、上記①から③を踏まえた施設にするとともに、かつて、アイヌの人々の間では土葬が一般的であったことに鑑み、原状回復を想起できるような外観とする。また、アイヌ遺骨等の厳重な保管のため、施設の災害への耐久性を確保するとともにアイヌ遺骨等を盗難等の被害から防止するための措置をとる。

### (3) 慰霊の在り方

慰霊については、憲法が要求する国家の宗教的中立性に鑑みる必要があるとともに、象徴空間基本方針においても「アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図る」とされていることを踏まえれば、アイヌの人々の自主性に委ねられるべきものであり、その内容はアイヌの人々の中でよく議論される必要がある。

なお、(公社)北海道アイヌ協会においては、関連して参考資料 15 を総会決議しており、その取扱いも含めて、より一層の議論がされる必要がある。

### (4) 調査及び研究の在り方

- ① 個人又は個体が特定されていないアイヌ遺骨については、可能な限りそれらが特定されることが重要である。そのため、DNA 鑑定等科学的手法による特定の可能性や実効性等が現在文部科学省において検討されており、その結果を踏まえて、特定のための調査の内容や調査に係る役割分担に関する議論を深める必要がある。

- ② アイヌ遺骨等を用いた調査・研究を行うことは、アイヌの人々のアイデンティティの基盤となるアイヌの歴史を解明することに資するものであることから、意義があることと認められる。

今後、仮にアイヌ遺骨等を用いた調査・研究が行われる場合には、アイヌの人々の心情に十分配慮することが重要であり、調査・研究が可能となる条件について、アイヌの人々と関連研究者や当該研究者が所属する学協会が、アイヌの人々の意向に十分配慮し、協働作業を通じて検討することが求められる。調査・研究の在り方については、その検討結果を踏まえることが必要である。

#### (5) 返還の在り方

平成 25 年にアイヌ政策推進会議が了承した基本的な考え方に従い、まずは祭祀承継者たる個人への返還を基本とする。

しかし、平成 26 年秋頃に内閣官房が聴取した地域のアイヌの人々の意見の中には、出土した地域のアイヌ関係団体等へアイヌ遺骨等を引き渡すこと（以下「地域返還」という。）を希望する声も聞かれることから、地域返還の在り方についての検討を引き続き進める必要がある。

地域返還については、その受け皿となる「地域」の当事者適格性に関する論点（地域返還の受け皿となる者をどのように特定すべきか、受け皿となる者がどのような受入体制を有すべきか、受け皿となる者にアイヌ遺骨等が引き渡されることについての地域内のコンセンサスをどのように形成すべきかなどの論点）を整理した上で制度設計を進める必要がある。このため、地域返還に係る具体的な制度設計及び役割分担について検討を進めるとともに、実際の地域返還に当たっては、地域返還のためのガイドライン及びアイヌ遺骨等の引き渡しに係る当事者間の契約の標準約款案を作成することが必要である。

地域返還後に、祭祀承継者を名乗る個人や、他のアイヌ関係団体との間でアイヌ遺骨等の帰属をめぐって争いが生じた場合は、当事者間の解決に委ねざるを得ないが、地域返還の対象となり得るアイヌ遺骨等に係る情報や地域返還の手続等の周知の在り方、地域における合意形成の在り方などの地域返還に係る具体的な制度設計を行うに当たっては、争いが生じるリスクをできる限り減らすよう最大限配慮することが求められる。

### Ⅲ. 北海道外アイヌの生活実態調査を踏まえた全国的見地からの施策の展開について

#### 1. 高等教育機関への進学支援について

進学支援については、北海道外に居住するアイヌの子弟が、高等教育機関に進学又は在学している場合、独立行政法人日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与が受けやすくなるよう、平成 26 年度から基準が緩和されたところである。その実施に必要となる対象者の認定については、認定業務を実施する機関として、公益社団法人北海道アイヌ協会が選定され、実施機関において、対象者認定の適正性について審査を行うとともに、透明性・客観性・厳正性を確保するための有識者による第三者委員会が設置された。

平成 27 年 5 月には、当該第三者委員会が開催され、その審査結果を受けて、実施機関による対象者の認定が行われた。また、対象者が認定されたことを受けて、奨学金貸与の手続も進められているところである。

今後、こうした実績をふまえて、当該施策については、より多くの北海道外に居住するアイヌの人々に活用されるよう、一層広く周知されるべきである。

#### 2. 生活相談に対応するための措置について

生活相談については、北海道内において配置されている「アイヌ生活相談員」を北海道外においても設置することができないかということを担当部会で検討しており、相談ニーズの実態把握などの論点を整理するため、厚生労働省が内閣官房と連携しながら、公益財団法人人権教育啓発推進センターにおいて、平成 25 年 9 月から同 26 年度末まで電話等による生活相談を試行的に実施し、その結果が報告されたところである。

それによると、相談件数は平成 25 年度が 327 件、同 26 年度が 426 件であり、このうち、北海道外からの相談件数は平成 25 年度が 223 件、同 26 年度が 269 件であったこと、傾聴による孤独感の解消等の効果があったこと、アイヌ文化・歴史、生活、人権など相談内容も多様であったこと、相談手段としての電話の有用性があったことなどの点が明らかとなった。

こうした結果を踏まえ、担当部会としては、引き続き、北海道外のアイヌの人々からの電話による生活相談への対応を求める。

### 3. アイヌの就労を支援する職業訓練について

職業訓練の実施については、厚生労働省において、これまで平成25年5月と平成26年2月の2度に渡り、職業訓練のニーズに関する調査を実施したところであるが、受講を希望する地域が限定されておらず、受講を希望する訓練科目も多岐に渡っていること等から、アイヌの人々のみで構成する職業訓練を設置することは困難であるとの結論に至ったため、当作業部会では、受講相談会などの実施を求めたところである。

これを受け、厚生労働省において、本年3月に、就職のために職業訓練の受講を検討している又は関心を持たれている北海道外のアイヌの人々のための職業訓練相談会をアイヌ文化交流センターで開催したところである。

この結果、3名の相談者が来訪され、希望する訓練コースや失業中の給付金などの案内を行ったところであるが、出張相談という形での相談実施は、開催日時が限られるとともに、ハローワークの窓口での相談と異なり、その場で訓練コースの斡旋や職業紹介といった対応を行うことが難しく、制度等の形式的な説明や案内にとどまってしまうといった課題を残すこととなった。

こうしたことから、当作業部会としては、実施の方法や開催時期等を検討するなど、相談希望者が参加しやすいよう考慮した職業訓練相談会の開催を求める。

### 4. 首都圏におけるアイヌの人々の交流の場の確保について

首都圏におけるアイヌの人々の交流の場の確保については、アイヌの人々のニーズをより詳細に把握するため、アイヌの人々と内閣官房が緊密に連携・協議を行うことを希望してきたところである。

昨年からは、首都圏のアイヌの団体から選出された代表者4名と内閣官房との協議が開始されており、首都圏に在住するアイヌの人々の文化伝承活動等に活用されているアイヌ文化交流センターの利用上の制約等に関するアイヌの人々の具体的なニーズの把握を行っているところであるが、かねてより多様な意見が存在しており、今後更に協議を重ねていくことが必要である。

当作業部会としては、引き続き、首都圏のアイヌの人々と内閣官房が緊密に連携・協議し、必要な施設・機能の確保に向けた調整等を円滑に進められるようその動向を注視していくこととしたい。

#### IV. 国民理解を促進するための活動について

##### 1. 「イランカラマテ」キャンペーンについて

「イランカラマテ」キャンペーンについては、アイヌ語の挨拶「イランカラマテ」（こんにちは）を普及させ、北海道のおもてなしのキーワードとして多くの国民に認知されることを通じて、アイヌ文化に無関心であった人々にアイヌ文化への興味・関心を抱いてもらうことを目的に、平成 25 年度から民学官が連携して展開している。

平成 26 年度は、平成 25 年度に実施したキャンペーンに関するアンケート調査結果を踏まえ、「観光」を切り口とした取組を重点テーマとしてキャンペーンが展開された。

おもてなしを行う側の取組として、ホテルや旅行業界向けの観光関連セミナーや各種会議等における PR 活動が実施され、また、航空会社の取組として、機内誌でのキャンペーン紹介や宣伝広告物へのロゴマークの掲示、機内でのキャンペーン PR ムービーの放映等が実施された。

さらに、キャンペーン関連イベントとして、国際的な旅行博覧会でブースが出展され、旅行業界関係者、一般来場者に対しアイヌ文化やキャンペーンの紹介が行われた。

キャンペーン・サポーター企業の取組の一例としては、「イランカラマテ」キャンペーンロゴマークをあしらったオリジナルデザインの製品が発売された。

キャンペーンについては、引き続き、観光を切り口とした取組を展開しつつも、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や象徴空間の一般公開に向け、民間企業等と連携しつつ、北海道の玄関口である新千歳空港における展示等の更なる充実を図るなど、国内だけではなく、海外にも目を向けた取組を展開し、効果的にメディアも活用して情報発信するなど、アイヌ文化を核にした地方創生・観光振興・国際親善を一体的に推進する方策を検討し、幅広い取組によりアイヌ文化等への理解促進へとつなげていくことが重要である。

なお、地域における独自の取組として、以下のような事例が見られるので、「イランカラマテ」キャンペーンとの相乗効果による国民理解の更なる促進に期待したい。

(地域における独自の取組の一例)

- ・ 新千歳空港において、国際線到着ロビーでのアイヌ工芸品の展示やアイヌ文化を紹介する映像を放映、国内線ターミナルビル内の飲食店共用スペースでアイヌ工芸品を展示。
- ・ 釧路空港において、2階出発ロビーにモニュメントを設置するとともに、アイヌの装身具や民具を展示しているほか、函館空港においては、2階ギャラリー内にアイヌ工芸資料展示コーナーを開設。
- ・ JR札幌駅西側コンコース及び札幌市役所庁舎1階ロビーにおいて、アイヌ文様を刺しゅうした織物「タペストリー」を展示。
- ・ 北海道庁庁舎1階ロビーでは、道内で初めて国の伝統工芸品の指定を受けた「アットゥシ」、「イタ」など、アイヌ工芸品を展示。

## 2. 「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査」の実施について

平成25年度に、アイヌ政策に関する国民の意識を把握することを目的として内閣府が全国20歳以上の日本国籍を有する者を対象に実施した「アイヌ政策に関する世論調査」において、アイヌの人々に関し、現在は差別や偏見がなく平等であると思うか聞いたところ、「平等ではないと思う」という回答(9.2%)と「どちらかというところ平等ではないと思う」という回答(24.3%)があわせて33.5%に上った。

この結果を受け、平成27年度、内閣官房において、「平等ではないと思う」理由や内容等、要因が分析できる調査項目を具体的に挙げた調査を実施することとなっている。調査結果が判明次第、当作業部会において、今後の対応方策を検討して参りたい。